

第 12 回一般社団法人化委員会議事録

開催日時：2025 年 4 月 22 日（火）13：30～14：20

場 所：オンライン Zoom 開催（宮代会側参加者は宮代会館にて）

出席者：弁護士 高松直樹先生（奏和法律事務所）

一般社団法人化委員会委員長	2021～23 年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2021～23 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2022～24 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26 年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26 年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2025～27 年度 宮代会副会長
事務室	宮代会事務室長

1. 総会説明「第 5 号議案、一般社団法人聖心女子大学同窓会宮代会設立について（案）」

- ・ 総会時期の変更は会計年度変更によるものであることを確認した。
- ・ 法律用語として資料中の『人』は『機関』を使用する。

2. 総会 一般社団法人化に関する想定質疑（案）について

- ・ 社員希望者に対しては積極的に受け入れる方針であること、社員と理事の兼任による監督機能に対する懸念への回答は現状案で妥当であることを確認した。
- ・ 法務局における書類閲覧については、利害関係を有する会員は所定の手続きを経て閲覧可能である。
- ・ 諸規程の会員閲覧について、法律上の制約はなく、運営上の判断に委ねられる。
- ・ 支部に関する規定は、定款ではなく別途、規程を作成することとした。
- ・ 定款における情報公開に関する規定の不存在については、法律上の必須事項ではなく、会員の情報アクセス権は社員と同様の範囲で認められる定款であることを確認した。

3. 規程に関して

- ・ 会費取り扱い規程第 4 条（会費の不返還）の加筆修正。
- ・ 総会までに全ての規程が完成している必要はなく、総会で規程に関する質問があった場合は、委員会として、現行の運営と齟齬のないよう、諸規程の作成を進めている旨を回答する。

4. その他

- ・ 総会での定款（配布用・スライド表示用）において、住所の記載は不要とし、氏名のみとする。
- ・ 定款に記載される設立時社員および設立時理事は、その後の変更に影響されない。